

平成 30 年度及び平成 31 年度国民健康保険税の 課税誤りについて

平成 30 年 7 月 13 日付で送付した平成 30 年度国民健康保険税納税通知書及び令和元年 7 月 12 日付で送付した平成 31 年度国民健康保険税納税通知書の一部に、軽減判定に用いる所得額について誤りがあったことが判明した。

このような事態が生じ、市民の信頼を大きく損なうことになったことについて、深く反省するとともに、お詫び申し上げます。

1 経緯

7 月下旬、平成 31 年度国民健康保険税の課税内容について通知書を発送後に、市民の方から「軽減が適用になっていないのは何故か？」との問い合わせがあり、確認作業を行い誤りが判明した。

その後、過去 5 年間についても、誤りがないか確認した結果、平成 30 年度分の 7 世帯において同様の誤りがあることが判明した。

2 原因

軽減判定を用いるための算定式

$$(A) \text{ 前年度からの繰越損失金額} + (B) \text{ 今年度の所得金額} + (C) \text{ 今年度の専従者控除額} = (D) \text{ 今年度の軽減判定所得金額}$$

青色申告者のうち繰越損失＋専従者給与のある方の所得計算上において、“(A) 前年度からの繰越損失金額”を入力するところを、誤って“(D) 今年度の軽減判定所得金額”を入力したことによる。

3 対象者

平成 30 年度 7 世帯

・増額修正される世帯 2 世帯

税額の差額 21,700 円～ 32,700 円

- ・減額修正される世帯 5 世帯

税額の差額 13,700 円～ 47,500 円

平成 31 年度 33 世帯

- ・増額修正される世帯 29 世帯

税額の差額 9,500 円～150,300 円

- ・減額修正される世帯 4 世帯

税額の差額 9,500 円～ 81,500 円

4 今後の対応

対象となった 40 世帯に対して、お詫びの文書と納税通知書及び納付書を持参し説明を行う。

問い合わせ先 三木市総務部税務課市民税係

電話:0794-82-2000 (内線 2320・2318)